

国立大学法人東京医科歯科大学が保有する自動車の 運転業務を付加できる運転者の資格基準

平成16年4月1日
制 定

第1条 この基準は、国立大学法人東京医科歯科大学自動車運用・管理要領第11条の規定に基づき、自動車の運転業務を付加する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 運転業務を付加できる運転者は、本学の一般職員（非常勤職員を除く。）とする。ただし、災害時及び救命救急に関して必要に応じ運行が求められる場合については、非常勤職員（パートタイム職員及び短期雇用職員を除く。）に運転業務を付加することができるものとする。

第3条 運転業務を付加できる運転者は、第2条に掲げる職員のうち次の各号の全てを満たす者であって、教員及び医療職員は当該所属部局の総務課長又は事務長、事務職員は当該所属の課長又は事務長より運転業務を付加されるものとする。

- (1) 運転免許証（普通免許、大型免許、普通第二種免許又は大型第二種免許に限る。）を所持し、当該免許取得後5年以上経過した年齢26歳以上の者
- (2) 過去1年間に免許停止等の行政処分を受けたことのない者
- (3) 健康状態が良好であり、かつ、運転技能に優れ自動車の運転に支障ないと認められる者

第4条 自動車運転者届出書による届出があったときは、自動車管理者は、当該運転者への運転業務の付加の適否について、職員健康管理室と協議するものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月1日制定）

この基準は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日制定）

この基準は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月29日制定）

この基準は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。